

平成 24 年 5 月 29 日

各 位

会社名 株式会社シャルレ
代表者 代表取締役社長 橋本 欣也
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 内部監査室長 山下 範朗
TEL (078) 795-2515

株主からの提訴提起請求に対する
当社監査役会からの不提訴理由通知書の送付について

当社監査役会（以下「監査役会」）は、本年 3 月 30 日、当社の個人株主から、当社取締役 5 名に対し、損害賠償請求の訴訟を起こすよう求める書面（以下「書面」）を受領いたしました。これは当社取締役による善管注意義務違反を原因とし、当社子会社株式会社シャルレライテックへの融資 7 億 5 千万円の回収不能による損害を発生させたとして、当社が当社取締役に対して、損害賠償を請求する訴えを起こすように求める内容でした。その後、当社監査役会は、社外の弁護士も交え、当該株主からの請求の適否を判断するため、書面に記載された当社取締役の責任について調査・検討を進めてまいりました。

その結果、監査役会としては、提訴請求書面において記載された当時の当社取締役の責任は認められないことから、監査役全員一致の意見として上記請求について当時の当社取締役 5 名に対する訴えを提起しないことを決定し、監査役会から会社法第 847 条 4 項に基づき、当該株主に対し通知書を送付した旨、監査役会から取締役会に通知がありましたので、お知らせいたします。

別添資料：「通知書」

以 上

平成 2 4 年 5 月 2 9 日

●●●●殿 代理人 弁護士 ●●●●殿

神戸市中央区港島中町七丁目 7 番 1 号

株式会社シャルレ

監査役 柴 崎 真 一

監査役 西 本 和 生

監査役 岸 本 達 司

通 知 書

拝 啓 当職らは、株式会社シャルレ（以下「当社」といいます。）の監査役として、次のとおり通知致します。

貴職らは、当社株主である●●●●殿の代理人として、平成 2 4 年 3 月 2 9 日付「責任追及等の訴え提起請求書」を送付されました。

これを受けて、当職らは、下記のとおり調査を実施し、監査役間で慎重な検討を重ねた結果、下記の理由により、「責任追及等の訴えの提起請求書」において対象とされた取締役 5 名（以下「対象取締役」といいます。）について、取締役としての善管注意義務違反は認められず、責任追及の訴えの提起をしないとの判断に至りました。以下、

調査の内容及び判断の理由を通知します。

第1 調査の内容

「責任追及等の訴えの提起請求書」には、「前述した第36期及び第37期の損失額は、第36期の外部顧客への売上高1億5500万円、第37期の外部顧客への売上高3億0800万円と比較するまでもなく、あまりに過大です。上記損失の金額、発生時期及びKFEのLED事業からの撤退に鑑みると、ライテックに7億5000万円を貸し付けた際の貴社の経営判断は、裁量の範囲を逸脱し、著しく不合理であったものと考えられます。」と記載されています。

なお、貴職らが記載されている第37期（平成24年3月期）の外部顧客への売上高3億0800万円、損失2億1800万円は、第37期の平成23年4月1日から平成23年12月31日（第3四半期）までの売上高及び損失であり、平成23年3月期の外部顧客への年間売上高は3億8800万円、損失は2億9000万円となっています。

また、貴職らが指摘される当社の株式会社シャルレライテック（以下「ライテック」といいます。）に対する融資

は、平成24年3月期までに、9億2500万円になっております。

上記融資の時期は、平成22年4月に5億円、平成22年11月に2億5000万円、平成23年11月及び12月に合計7500万円、平成24年1月に1億円であります。

そこで、当職らは、これらの融資に関連して、調査・検討を実施致しました。

当職らは、必要と認めた過去の当社取締役会議事録及び関係資料を精査のうえ、対象取締役及びライテックの役員等に対する事情聴取を実施致しました。

なお、上記調査においては、監査役会事務局及び社外の弁護士を補助者として活用致しました。

第2 判断の理由

当職らが、対象取締役について、ライテックに関する経営判断等に関し、善管注意義務違反があったと認めることはできないと判断した理由を述べます。

1 平成22年4月の融資（本件融資1）について

本件融資1は、平成22年4月、当社の子会社（その後、ライテックに商号変更）が、KFEから、LED照明事業

を，譲渡代金４．１億円（事業資産約１．６億円，営業権約２．５億円）で譲り受けることになり，その譲渡代金及び当面の運転資金に充てるために，当社が，ライテックに対し，５億円を融資したものです。

当社は，我が国における人口の減少傾向と高齢化の進行という局面を迎え，国内外において成長が期待される新たな事業領域に積極的に挑戦することを経営方針として掲げ，利益を獲得できる可能性のある新規事業に取り組んできました。

当社は，新規事業への参入を模索していたところ，平成２２年４月，ＬＥＤ照明が急速に普及し，その市場の成長が期待できたことから，当社の新規事業として，ＫＦＥＪＡＰＡＮ株式会社（以下「ＫＦＥ」といいます。）との合弁事業により，ＬＥＤ照明事業に進出することになりました。

当時，ＫＦＥが扱っていたＬＥＤ照明には，価格等の優位性があると認められたことから，ＫＦＥのＬＥＤ照明事業を買収すれば，利益が獲得できる可能性があるかと判断することに合理的根拠がありました。

このように，対象取締役が，新規事業として，ＬＥＤ照

明事業に進出するという経営判断をしたことには、当社の主軸である下着等の販売事業との相乗効果は薄いものの、利益の最大化を目的とする経営判断として合理性が認められ、対象取締役が経営判断の裁量の逸脱があったとはいえません。

また、LED照明の需要の動向、KFEのLED照明事業の法的問題点の有無、同事業の営業権の評価等については、専門家による必要な調査が実施されており、特段の問題はなかったと考えられます。

もっとも、KFEから買収する際に策定されたLED照明事業の損益計画どおりに業績が上がっていないことからすると、売上げ等の見通しについて楽観的に過ぎる判断をしていたという面は否定できません。しかし、損益計画の策定に当たっては、必要な調査が実施されていたことからすると、対象取締役に善管注意義務違反があったとまでは認められません。

本件融資1は、LED照明事業の買収資金に充てるために融資されたものですから、LED照明事業を買収し、KFEと合弁事業を営むとの経営判断に合理性が認められる以上、本件融資1を実行すると判断したことにも合理性が

認められ、対象取締役に経営判断の裁量の逸脱があったとはいえないと判断致します。

2 平成22年11月の融資（本件融資2）について

本件融資2は、平成22年11月、ライテックが、地方自治体に対して、防犯灯E S C Oサービス事業（防犯灯の設置・維持管理、消費電力の計測結果の検証等）を実施するに当たって、防犯灯等の仕入れ代金その他の経費に充てるために、当社が、ライテックに対し、2億5000万円を融資したものです。

上記E S C Oサービス事業は、当初の計画とスキームが変更されたことから、本件融資2が必要になったものですが、地方自治体との契約において、契約後10年間にわたって、地方自治体からライテックに対し、サービス料の支払がなされます。このサービス料の支払を受けることができば、将来、維持管理に要する経費を考慮しても、融資金の回収が期待できる状況にありました。

よって、本件融資2を実行すると判断したことに合理性が認められ、対象取締役に経営判断の裁量の逸脱があったとはいえないと判断致します。

3 平成23年11月・12月の融資（本件融資3）及び

平成24年1月の融資（本件融資4）

本件融資3（7500万円）及び本件融資4（1億円）は、いずれも、ライテックの運転資金に充てるために、当社が、ライテックに対し、上記時期に融資したものです。

ライテックは、平成22年5月にLED照明事業を開始した後、損益計画どおりに業績が上がっていませんでしたが、事業開始から2年すら経過していない段階では、事業戦略を再検討したり、損益を改善する取組みを実行する時期にあったといえますから、直ちに事業活動を中止して、撤退すると判断すべきであったとはいえないと考えます。

よって、ライテックの事業活動を継続するために、本件融資3及び4を実行すると判断したことに合理性が認められ、対象取締役が経営判断の裁量の逸脱があったとはいえないと判断致します。

4 取締役会における検討

上記各融資を決定した取締役会においては、その時々のライテックの事業計画の検討、業績の評価等について、慎重な審議がなされております。

この点からも、取締役会の意思決定等に経営判断の裁量の逸脱等の善管注意義務違反があったということはできな

いと判断致しました。

5 結論

以上のとおり，当職らは，貴職らによる責任追及の訴え提起請求に応じることはできないと判断致しましたので，その理由をご通知申し上げます。

敬 具